明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一三四）　一

〔告　示〕
○本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件（**金融庁**七七）　二
○日本国に帰化を許可する件（**法務**三〇七）　三
○外交旅券所持者に対する査証の相互免除措置に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の口上書の交換に関する件（**外務**二九五）　四
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（**財務**二四三）　七
○保安林の指定をする件（**農林水産**一七八三～一七八七）　八
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一七八八）　八
○海上における射撃訓練を実施する件（**防衛**二二八～二三三）　八

〔国会事項〕
内閣　最高裁判所　一〇

〔人事異動〕
内閣　最高裁判所　一〇

〔叙位・叙勲〕　一〇

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕
労働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　九

〔公　告〕
諸事項
官庁
北上川沿岸中田地区土地改良区役員の退任、建築士懲戒処分関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　九
会社その他　九

省令

○厚生労働省令第百三十四号

令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和六年法律第十三号）第二条の規定に基づき、令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十月二日　厚生労働大臣　武見　敬三

令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則（令和六年厚生労働省令第七十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第二条第一号に規定する厚生労働省令で定める交付金）	
第一条　令和六年能登半島地震災害に係る差押禁止等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号に規定する厚生労働省令で定めるものは、令和六年九月十日に閣議において決定された令和六年度一般会計予備費の使用に基づく地域福祉推進支援臨時特例交付金とする。	（新設）
（法第二条第二号に規定する厚生労働省令で定める給付金）	
第二条　法第二条第二号に規定する厚生労働省令で定めるものは、令和六年能登半島地震自宅再建利子助成事業給付金（令和六年一月一日に発生した令和六年能登半島地震による災害の影響に鑑み、当該災害により住宅に被害を受けた世帯の住宅の再建の支援等の観点から、住宅の建設、購入又は補修のための借入金の利息の支払に充てるものとして、令和五年度石川県一般会計補正予算及び令和六年度石川県一般会計補正予算に基づき石川県から支給される給付金をいう。以下同じ。）とする。	令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律第二条第二号に規定する厚生労働省令で定めるものは、令和六年能登半島地震自宅再建利子助成事業給付金（令和六年一月一日に発生した令和六年能登半島地震による災害の影響に鑑み、当該災害により住宅に被害を受けた世帯の住宅の再建の支援等の観点から、住宅の建設、購入又は補修のための借入金の利息の支払に充てるものとして、令和五年度石川県一般会計補正予算に基づき石川県から支給される給付金をいう。以下同じ。）とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。